

のと道の駅グリーンステーション事業プロポーザル募集要領

1. 概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、道の駅が発災直後から防災拠点として、住民や観光客の一時的な避難場所や給水所、無線基地局など多様な役割を果たしたことから、石川県（以下、「県」という。）は「石川県創造的復興プラン」を作成し、能登の道の駅に太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備を導入し、災害時は再エネ電力を供給し非常時の施設電力を確保するとともに、平時はEVの充電環境を確保することで能登をクリーンエネルギーで周遊するモビリティ環境整備を図るため、県及び道の駅を管理する市町（以下、「市町」という。）と共同で「のと道の駅グリーンステーション事業」（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を、企画提案（プロポーザル）方式により公募する。

2. 業務内容

別添「のと道の駅グリーンステーション事業仕様書」のとおり。

3. 参加資格

提案者は、以下の全ての要件を満たす者であること。なお、共同で事業を実施する（以下、「共同事業体」という。）場合においては、全ての構成員が要件を満たす者であること。

- （1）法人格を有する者であること。
- （2）仕様書に定める業務を確実に実施することができる者であること。
- （3）石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をした者又は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- （7）石川県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと。
- （8）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）

が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
(10) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。
(11) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
(12) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。

4. 本事業の流れ

本事業の提案及び実施は以下のとおり進めることとする。なお、提案提出及び事業実施にあたり、提案者は本募集要項及び「のと道の駅グリーンステーション事業仕様書」を満たすものとする。

(1) 提案提出

本募集は、提案者が能登の道の駅において太陽光発電設備、蓄電池、充放電設備を導入し、道の駅施設における再エネ電力の地産地消や、蓄電池利用による災害の備え、EV 走行環境を向上させる事業の提案を募集するものである。提案者は、候補施設の状況を調査し、事業の提案を行うこと。

提案は、「12. 企画提案書の審査」に基づき評価を行い、選定基準を満たした提案を選定する。

(2) 提案選定後

提案が選定された場合、提案者は候補施設における詳細調査や、事業スキームの確立及び、県及び市町と事業実施に向けた協議を行うこと。協議の結果、事業が実施可能と県、市町及び提案者が合意に至った場合に事業を実施するものとし、設備工事の完了は令和12年1月までとする。

なお候補施設は、今後追加される可能性があり、その場合、提案者は事業実施可能か検討し、県、市町及び提案者が合意に至った場合は事業を実施すること。

(3) 事業実施合意後

事業実施合意後、各種法令の規定に基づく届け出等手続きを行い、事業を実施するものとする。

5. 補助上限額

設備設置に係る費用補助について、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）等の活用を前提としており、当交付金の交付要綱並びに実施要領等を参照のうえ、補助を希望する場合は県と協議すること。なお、各年度の補助上限額は下記を原則としているが、事業規模に応じて年度間の配分変更が必要な場合は県と協議すること。

R7 年度：45,323 千円（1 施設）

R8 年度：90,647 千円（2 施設）

R9 年度：90,647 千円（2 施設）

R10 年度：181,293 千円（4 施設）

R11 年度：181,293 千円（4 施設）

※R8 年度以降の予算額については、各年度の予算成立を前提としており、今後内容が変更になる場合がある。

6. スケジュール

公募開始から協定の締結までのスケジュールは、次のとおり。

表 公募から協定の締結までのスケジュール

日程	内容
令和 7 年 7 月 7 日（月）	公募開始（質問書・参加申込・提案書受付開始）
令和 7 年 7 月 18 日（金）	質問書・参加申込書提出期限
令和 7 年 7 月 23 日（水）	質問書に対する回答
令和 7 年 8 月 7 日（木）	提案書提出期限
令和 7 年 8 月中旬	内容確認、書面審査・選定
令和 7 年 8 月中旬以降	詳細協議、協定等の締結、事業開始

7. 施設図書等の閲覧

施設図書等の閲覧を希望する者は、次のとおり同意書（様式 1）を提出すること。担当より閲覧日時を指定する。

（1）閲覧期間

令和 7 年 7 月 9 日（水）から 8 月 7 日（木）正午まで（土曜、日曜及び祝日を除く）

（2）閲覧場所

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課窓口

（3）閲覧図書

各施設（別紙 1 NO.1～5）における完成図書（図面）、詳細設計書（構造計算書）及びそれに準ずる書類

※施設によっては閲覧図書が現存しないことがあるので留意すること。なお、図書の撮影は可とするが貸与は不可とする。本案件以外の使用は認めない。

（4）提出方法

電子メール（件名は「のと道の駅グリーンステーション事業施設図書等の閲覧同意書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

※ファイル形式は PDF とし、1 通のメールのサイズは 10MB 未満とすること。

（5）提出先

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

担当：森下、齊藤

TEL：076 - 225 - 1529

E-mail : cn1@pref.ishikawa.lg.jp

8. 電気使用状況情報の配布

電気使用状況情報の配布を希望する者は、次のとおり同意書（様式2）を提出すること。

（1）配布期間

令和7年7月9日（水）から8月7日（木）正午まで（土曜、日曜及び祝日を除く）

（2）配布方法

電子メール

（3）配布資料

各施設（別紙1 NO.1～5）における電気料金・使用量データ、30分間デマンドデータ（R6.5～R7.4）

※なお、電気料金については、北陸電力(株)の標準的なメニュー単価での試算であり、あくまで参考価格（推計値）である点に留意すること。

※デマンドデータについては、高圧契約を結んでいる施設のみ提供。

（4）提出方法

電子メール（件名は「のと道の駅グリーンステーション事業電気使用状況配布同意書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

※ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

（5）提出先

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

担当：森下、齊藤

TEL：076 - 225 - 1529

E-mail：cn1@pref.ishikawa.lg.jp

9. 質問の受付

募集要領及び様式等の内容に関する質問のある者は、次のとおり質問書（様式3）を提出すること。なお、評価基準の配点に関する質問や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

（1）提出期限

令和7年7月18日（金）正午まで

（2）提出方法

電子メール（件名は「のと道の駅グリーンステーション事業質問書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

※ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

（3）提出先

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

担当：森下、齊藤

TEL : 076 - 225 - 1529

E-mail : cn1@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 回答日及び方法

令和7年7月23日(水)までに、県HPで回答を公開する。

10. プロポーザル参加申出書

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月18日(金)正午まで

(2) 提出先

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

担当：森下、齊藤

TEL : 076 - 225 - 1529

E-mail : cn1@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出方法

電子メール(件名は「のと道の駅グリーンステーション事業参加申出書(会社名)」)とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと)

※ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

(メールが複数になる場合は、件名にその旨がわかるよう記載すること)

(4) 提出書類

ア 参加申出書兼誓約書(様式4)

イ 会社概要(A4縦版・横書き、様式自由)

会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図等を記載すること。

ウ 役員名簿(様式5)

エ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(提出日の3か月前以内に発行されたもの、写し可)

オ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書

カ 財務諸表(直前決算の貸借対照表、損益計算書)

キ 本事業を管理する一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

※共同事業体による参加を行う場合にあっては、ア～キに規定する提出書類について、構成する全ての事業者が提出すること。

(提出時点で設立されていない法人については提出不要とする)

※なお、県が必要と認めるときは、追加資料を求める場合がある。

(5) 参加資格の審査

審査結果については、電子メールで速やかに通知する。なお、参加申出書の提出時期によっては企画提案書の提出期限後に通知する場合がある。

11. 企画提案書の提出

企画提案書については、仕様書を参照のうえ、以下のとおり作成すること。記入枠の大きさは必要に応じて変えること。また、ページ番号を記載すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

会社名が分からないようにすること。なお、図や写真等の挿入を可とする。

イ 企画提案書の開示に係る意向申出書（様式6）

(2) 企画提案書（様式任意）の記載項目

別紙1及び別添参考資料（施設図面）を基に下記項目について記載すること。
またカ、キについては企画提案書の提出に先立って、事前に市町に対して内容を説明し提案提出可能とされたもののみ、市町との協議日を記載のうえ提出のこと。

※別紙1 NO.6～9は提案不要

ア 事業スキーム（仕様書上の役割分担を踏まえた事業者の業務内容等）

イ 事業実績（本事業と同種又は類似の事業実績の状況）

ウ 財務状況（直近3年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。なお、直近3年分の決算書等の写しを添付すること）

エ 設置工事期間及び運用期間中の事業実施体制、事業スケジュール

オ 故障時及び緊急時の問い合わせ対応体制、情報セキュリティ対策

カ 導入設備（太陽光発電設備、蓄電池設備、充放電設備）の規格

① 太陽光発電設備

(a) 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること

(b) 各施設における想定自家消費電力量(kWh)を検討すること。

② 蓄電池設備

(a) 各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

(b) 使用目的

③ 充放電設備

(a) 各施設における想定設備容量（定格出力（kW）及び設置口数）を検討すること。

(b) 各施設における、1kWh 当たりの税込み充電料金単価、充電器の利用方法、充電料金の決済方法を記載すること。

④ 各設備設置仕様（設置位置、設置工法等）

(a) 設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。

(b) 各施設での設置図面（案）についても示すこと

⑤ 通常時及び災害時（非常時・停電時含む）の供給方法

次の内容をもとに通常時及び災害時の運用方法を提案すること。

(a) 通常時及び災害時のシステム構成図

(b) 通常時及び災害時の運用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作等）

(c) 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

⑥ 温室効果ガス排出削減量

各施設における1年間の総量を算出すること。また、その算出方法を記載すること。

キ 電力1kWh当たりの税込み料金単価

本事業で発電し、施設に売電する電力1kWh当たりの税込み料金単価（以下、「事業料金単価」という。）については、各施設の設備導入後において、公募時点の年間電気使用量（R6.5～R7.4）と同量を使用した場合に、同期間の年間電気料金と比較し同等もしくはそれ以下となるよう設定し下記をふまえ提案すること。

事業料金単価（PPA単価または固定単価）は運転期間20年間一定とし、施設別に示すこと。

なお、固定単価の場合は、その施設に導入する再エネ発電設備で発電する電力量のうち、当該施設に供給する電力量をもって税込み料金単価を示すこと。

※年間電気料金と提案での事業料金の比較は、市町において行う。

なお、「8. 電気使用状況情報の配布」で示す電気料金については、北陸電力(株)の標準的なメニュー単価での試算であり、あくまで参考価格（推計値）である点に留意すること。

※事業料金単価等の条件は、事業者選定後の相対契約において、提案内容の事業料金単価を基に県及び市町と協議を行ったうえで決定する。

※年間電気料金は、経済産業省が実施した「令和5年度電気・ガス価格激変緩和等対策事業」及び「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気料金値引き分を含めたものとする。

※提案においては、本事業以外に係る各施設の電気料金は「8. 電気使用状況情報の配布」で示す算定単価を参考に計算すること。

ク 付加提案（地域貢献の取り組み）

（3）提出期限

令和7年8月7日（木）正午まで

（4）提出先

〒920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（県庁舎7階）

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

担当：森下、齊藤

TEL：076 - 225 - 1529

E-mail：cn1@pref.ishikawa.lg.jp

（5）提出方法

電子メール（件名は「のと道の駅グリーンステーション事業企画提案書（会社名）」とすること。また、送付後は提出先まで到達確認を行うこと）

※ファイル形式はPDFとし、1通のメールのサイズは10MB未満とすること。

（メールが複数になる場合は、件名にその旨がわかるよう記載すること）

（6）その他注意事項

ア 提出書類は、原則としてA4サイズとすること。

イ 提出する企画提案書については提案者名の記載があるもの及び提案者名の記載がないものをそれぞれ提出すること。

※提案者名の記載がないものには、会社名、ロゴマーク等、提案者の名称を識別または推定できる文言等を記載しないこと。

ウ 企画提案書の提出後、県の判断により補足資料を求めることがある。

エ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

オ 文字のフォントサイズは、原則として11ポイント以上とすること。

12. 企画提案書の審査

(1) 選考委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、県で設置する選考委員会で行う。

(2) 選考方法

書類審査により行う。(口頭審査は行わない)

なお、審査基準は別紙2「事業評価基準」のとおりとし、審査会で審査した結果、その平均評価点が100点満点中60点に達しない場合は選定しないものとする。

(3) 選考結果の通知

選定結果については、電子メールで通知する。

13. 協定の締結

上記12の審査により選定された事業者は、本事業の実施に関し、速やかに県及び市町と協定を締結することとする。

なお、事業者が協定の締結を辞退した場合、又は協定締結までに以下の事由に該当した場合は、選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

(1) 参加資格を喪失したとき

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき

(4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき

(5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき

(6) 事業推進に必要な手続きを行わないとき

(7) 本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき

(8) そのほか、知事により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

14. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。

(4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

- (5) 提案内容の著作権は提出者に帰属するが、事業者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (7) 企画提案に際しては、業務選定先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合、または、事業の採算性が見込めないなど県や市町と合意に至らない場合は、協定締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と協定を締結する。）
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 本公募で知り得た内容については、無断で使用しないこと。
- (11) 事業者は、事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。